

令和5年度行政評価 施策評価票

主管部局・課 市民部 危機管理課




政策目標4 安全、快適な基礎づくり/政策8. 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野33 住宅・住環境

目指す姿

安全で快適な住環境が整っているまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	空家等対策の推進	
	防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生 of 未然防止に取り組みます。	
施策2	市営住宅の管理運営	
	低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行うとともに、長寿命化に向けた改善や建て替え等を進めます。	
施策3	住宅・建築物の耐震化の促進	
	市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、地震などの災害に強い住環境の整備を推進します。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名		単位	説明又は計算式
1	安全、衛生、景観等の問題を抱える空家等の解消率	%	特定空家等のうち問題が解消された数/特定空家等の総数
	年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度	最終目標
	目標	18 21 24	30 検証 令和4年度は2件の特定空家が解消。これまでの延べ21件の特定空家認定のうち、合計11件の解消となり、52%の解消率となった。
	実績	52 - -	
2	市営住宅の長寿命化に向けた改善戸数	戸	大規模改善を行った市営住宅戸数の累計
	年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度	最終目標
	目標	400 430 458	488 検証 市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改善を実施している。
	実績	400 430 -	
3	住宅の耐震化率	%	耐震性能を有する住宅/住宅総数
	年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度	最終目標
	目標	91.2 92.4 93.7	95 検証 目標に対して遅れが生じているため、今後、さらに耐震化に対する市民の意識を高めていく必要がある。
	実績	88.6 89.5 -	

## 2 施策の評価

施策1	空家対策の推進
今年度の重点方針(方向性)	<p>第2期空家等対策計画に基づき、防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生の未然防止に取り組みます。</p>
取組状況	<p>【1】第2期空家等対策計画の推進          ・令和3年4月に第2期空家等対策計画を策定し、未然発生防止の取組や特定空家への対応を強化するための施策の充実を図った。          ・平成27年に学識経験者や法務、不動産、建築等の関係団体で構成する空家等対策協議会を設置し、空家対策に関する助言や空家等対策計画にかかる意見をいただいている。          ・平成27年に庁内組織である空家等関係課長会議を設置し、関係各課による情報共有及び空家等対策計画の策定にかかる検討を行っている。</p> <p>【2】空家等の実態調査          ・町内会へのアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、空家等の実態把握のための現地調査を行ってきた。また、調査結果については、毎年町内会と共有している。(空家実数：1,588戸 令和5年3月時点)</p> <p>【3】空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進          ・適正管理が必要な空家等の所有者等に対し、適正管理の依頼を行うとともに、特に周辺への影響が大きく、危険性が高い空家等について、特定空家等に指定し、法に基づく、助言・指導を実施した。          ・空家等に関する相談体制を構築し、チラシの作成・配布や出前講座等の開催により、空家等の発生抑制対策を実施した。〔相談数：69件、固定資産税納税通知書同封チラシ：47,000枚、出前講座等1件 令和4年度〕          ・平成30年度に空家等改修支援事業を創設し、これまで8件の空家等の利活用を支援し、空家等の解消と地域コミュニティの活動拠点づくりや移住促進を支援した。          ・令和5年度に空家等解体撤去補助金を創設し、居住環境の改善及び地域活性化を推進している。          ・危険空家等の応急対策について、条例に基づき実施していく。</p>
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】第2期空家等対策計画の推進          ・少子高齢化や核家族化などを背景に、空家等は増加し、適切に管理されていない空家等の近隣環境への影響が危惧され、行政の対応が求められている。今後については、空家等のうち、適正に管理されていない空家等への対応に重点をおいていく必要がある。          ・都市計画など、各種計画と連携し、人口減少・少子高齢化の進行の中でも持続可能なまちづくりに寄与していく。</p> <p>【2】空家等の実態調査          ・空家等においては建物の経年劣化や所有者や管理者等の状況の変化など、取り巻く環境が変化することから、実態調査に基づく情報管理を適切に行っていく必要がある。空家等対策における実態の把握は、行政のみならず、関係機関・団体や地域住民とともに取り組む必要があり、所有者と地域住民の日頃のコミュニケーションが重要であることから、地域との連携を図りながら対策を推進する。</p> <p>【3】空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進          ・空家等は第一義的には、所有者の責任のもと適正管理を促すとともに、所有者個々の事情等にも考慮しながら対応を図る必要がある。特に特定空家等の対応においては、法に基づく助言・指導を行うとともに、法務、不動産等の関係団体と連携し、施策を推進し、解消につなげていく。          ・相続放棄等の要因により、所有者の特定が困難な空家等に対しては、法に基づく適正管理の働きかけや、助言・指導等の対象が不在であることから、こうした事象への対応方法が課題となっている。          令和5年度の空家法の一部改正により、市区町村長が財産管理人の選任請求を行うことができるようになることから、制度を活用した所有者不在の空家等の管理・処分について課題を整理していく。          また、市が空家等活用促進区域や活用指針等を定めることにより、規制緩和をすることができることから、関係部局と情報共有を行い、必要性について検討していく。          ・発生抑制のためには、空家を未然に防ぐ情報冊子を作成し、建物等の所有者及び管理者に対し、空家問題について啓発活動を行う。また、相談窓口に関するチラシを固定資産税納入通知書と同封するほか、民間団体等が開催する高齢者等を対象とした終活セミナー等や、金融機関と連携したリバースモーゲージや家族信託等の制度の周知など、空家等の未然発生防止の取組により注力していく。</p>

施策2	市営住宅の管理運営
今年度の重点方針(方向性)	<p>低額所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者に対して、居住のセーフティネットとして低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行なうとともに、長寿命化に向けた改善や建て替えを進めます。</p>
取組状況	<p>【1】定住支援住宅供給事業の実施  ・大戸・湊地区の空家を活用した定住支援住宅の整備に向け、庁内及び地域・民間団体と情報共有及び課題の整理・調整を行ってきた。</p> <p>【2】市営住宅の適切な管理運営  ・安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んできた。  ・火災等により被災した人の一時避難所として市営住宅を活用できるようにした。  ・市営住宅を長期に安定供給するため、賃借地の購入取得を進めてきた。  ・高齢者に配慮した仕様の民間賃貸住宅15戸に、入居者の家賃の一部に対する補助を行ってきた。</p> <p>【3】城前団地建て替えの推進  ・令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、当初300戸としていた整備戸数を240戸に縮小したほか、建替順序等について、令和3年度に「城前団地建替計画」の見直しを行った。  ・建替計画に基づき、平成26年度から第1期の建て替えに着手し、建替時期に合わせて、既存住宅解体、実施設計、住棟建設、入居者移転等を行いながら、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備した。</p> <p>【4】市営住宅大規模改善事業の実施  ・昭和40年代後半から供給された耐火構造の住宅を対象に、令和元年度までに、年貢町団地170戸、居合団地180戸の改善を完了した。  ・令和2年度から城西団地に着手し、令和5年度までに4棟80戸の改善を行った。</p>
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】定住支援住宅供給事業  ・中山間地域(大戸・湊地区)において人口減少が進展していること、また、同地域内には空家はあるものの借家が不足していることから、地元の地域づくり組織や業界団体との協働により、空家の掘り起こしと活用に取り組んでいく。</p> <p>【2】市営住宅の適切な管理運営  ・市営住宅は、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットとしての役割があるが、若年層の定住促進のために単身世帯の入居要件緩和についても検討していく。また、建て替えや改善等の要望もあるため、施設の適切な管理運営に努めるほか、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な改善、建て替え等を実施していく。  ・高齢者向け民間賃貸住宅への家賃補助事業が令和6年度で終了するため、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅への家賃補助制度について検討していく。</p> <p>【3】城前団地建て替えの推進  ・社会情勢や入居者の減少など状況の変化により、建替計画の見直しを行ったが、事業が長期にわたるため、事業の進捗に合わせて移転対象者の意向等を十分に把握して行く必要がある。  ・事業が長期にわたり、事業の進捗と移転対象者の状況等も変化していくことから、適切な時期に建替計画を見直しするなど、柔軟に対応しながら事業を実施していく。</p> <p>【4】市営住宅大規模改善事業の実施  ・経年により事業の対象となる住宅は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。  ・長期的に利用可能な耐火構造の住宅のうち、施設の更新時期(概ね耐用年数の半分程度)にある住宅を対象に、外壁の改修に併せ、電気設備と給排水設備を同時施工することにより、コスト縮減を図りながら施設の改善を行っていく。</p>

施策3	住宅・建築物の耐震化の促進
今年度の重点方針(方向性)	<p>市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を行うとともに、建築物の耐震化等への市民意識の醸成を図ることにより、地震などの災害に強い住環境の整備を推進する。</p> <p>市民の災害に対する意識の高揚のため、大規模な地震時における盛土造成地の崩落による被害から市民の生命と財産を守るために、安定度の確認が必要な箇所の情報を公表するなど、宅地耐震化推進事業を実施していく。</p>
取組状況	<p>【1】耐震改修の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断促進事業、大規模建築物耐震診断支援事業及び避難路沿道建築物耐震診断等支援事業を実施するとともに、令和3年度に「会津若松市耐震改修促進計画」を改定し、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んでいる。</li> <li>・国が新旧地形図の重ね合わせによる大規模盛土の抽出調査を行い、その大規模盛土箇所を市が公表した。盛土個々の現地踏査や基礎資料の整理を行い宅地カルテを作成し、優先度評価順に安定度を確保する調査を実施している。</li> </ul> <p>令和元年度：大規模盛土造成地30箇所の抽出(第1次スクリーニング、国実施)  令和2年度：大規模盛土造成地変動予測調査(第2次スクリーニング、調査1箇所)  令和3年度：大規模盛土造成地変動予測調査(第2次スクリーニング、調査1箇所)  令和4年度：大規模盛土造成地変動予測調査(第2次スクリーニング、調査2箇所)</p>
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】耐震改修の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されたことから、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていく。</li> <li>・宅地耐震化推進事業においては、継続して詳細調査を実施し、その情報を公表し市民の災害に対する意識の高揚を図って行く。また、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地(河東町高塚地区)においては、令和5年度より滑動崩落を防止する対策を行っていく。</li> </ul>

### 3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
23-2	生活環境保全事業	市民部・廃棄物対策課
25-2	市民相談	市民部・環境生活課
34-2	景観形成事業	建設部・都市計画課
36-1	町内会活動事業	市民部・環境生活課

### 4 施策の最終評価

<p>・政策分野33「住宅・住環境」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。</p> <p>・施策1「空家等対策の推進」については、引き続き、第2期空家等対策計画等に基づき、関係団体や地域住民等と連携しながら実態調査や適正管理、利活用推進に取り組み、発生抑制に向けた啓発活動にも努めていく。また、空家法の一部改正を踏まえ、制度を活用した所有者不在の空家等の管理・処分についての課題を整理していく。</p> <p>・施策2「市営住宅の管理運営」については、住宅セーフティネットの役割として入居要件の緩和を検討しながら、適切な管理運営に努めるとともに、「市営住宅長寿命化計画」に基づき適切に改善・建替等を実施していく。また、人口減少に伴う地域活力の維持に課題を抱える中山間地域において、定住支援住宅としての空家の掘り起こしと活用に取り組んでいく。</p>
--

## 5 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	重点 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課	
<b>施策1 空家等対策の推進</b>								
1	◎	◎	柱4	11.1	空家等対策事業	継続	市民部	危機管理課
2	◎	◎	柱4	11.1	空家等解体撤去支援事業	継続	市民部	危機管理課
<b>施策2 市営住宅の管理運営</b>								
1	◎	◎	柱2	11.1	定住支援住宅供給事業	新規	建設部	建築住宅課
2		◎		11.1	市営住宅管理運営事業	継続	建設部	建築住宅課
3		◎	柱3	11.1	城前団地建替事業	継続	建設部	建築住宅課
4		◎		11.1	市営住宅大規模改善事業	継続	建設部	建築住宅課
<b>施策3 住宅・建築物の耐震化の促進</b>								
1		◎		11. b	耐震改修促進事業	継続	建設部	建築住宅課
2		◎		11. b	宅地耐震化推進事業	継続	建設部	開発管理課

※人口減少対策に資する事業を「第2期 会津若松市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標に分類して表記しています。

柱1 ICTと既存産業・資源を活用したしごとづくり

柱2 地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出

柱3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

柱4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 空家対策の推進

1	事業名	空家等対策事業			法定/自主	自主	
	担当部・課	市民部 危機管理課			次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	令和3年4月に策定した第2期空家等対策計画に基づき、空家等の実態の把握とともに適正管理の促進、発生抑制対策、利活用対策、特定空家等対策を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)		
			事業費	2,902	3,628		
			所要一般財源	2,902	3,628		
			概算人件費	19,570	19,570		
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種施策の充実のため、学識経験者や関係団体等で構成する空家等対策協議会を設置し、その助言等に基づく効果的な施策運営を行ってきた。</li> <li>平成30年度に空家等改修支援事業を創設し、これまで8件の空家等の利活用を支援した。</li> </ul>					
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果	最終成果		
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7
		特定空家等の解消件数		2	-	-	-
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化や核家族化などを背景に、空家等は増加し、適切に管理されていない空家等も増加している。建物の経年劣化や所有者や管理者等の状況など、取り巻く環境が変化することから、実態調査に基づく情報管理を適切に行っていく。</li> <li>発生抑制のためには、建物等の所有者等に対し、空家問題や相談窓口に関するチラシによる啓発や相談会の実施など、空家の未然発生防止に取り組んでいく。</li> </ul>						
2	事業名	空家等解体撤去支援事業			法定/自主	自主	
	担当部・課	市民部 危機管理課			次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	第2期空家等対策計画に基づき、安全・安心なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、適正な管理が行われていない空き家等について、「空家等解体撤去補助金」を交付することにより除却等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)		
			事業費	5,000	5,000		
			所要一般財源	5,000	5,000		
			概算人件費	4,493	4,493		
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等解体撤去支援事業補助金の周知・募集開始(R5年6月1日～)</li> <li>特定空家等や管理が不十分な空家所有者等に対し、適正管理依頼と併せて周知する。</li> </ul>					
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果	最終成果		
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7
		空家等解体支援事業補助金の交付件数		-	-	-	-
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化や核家族化などを背景に、空家等は増加し、適切に管理されていない空家等の近隣環境への影響が危惧されており、適切に管理されていない空家の解消をさらに進めていく必要がある。そのため、改修支援による「利活用」に加え、今年度から空家等解体撤去支援事業補助金を創設し、空家の撤去を推進するとしたところである。今後、補助の効果を踏まえ、その制度設計について検討を行っていく。</li> </ul>						

施策2 市営住宅の管理運営

1	事業名	定住支援住宅供給事業			法定/自主	自主	
	担当部・課	建設部 建築住宅課			次年度方針	新規	
	概要 (目的と内容)	地域の活力維持及び定住人口の維持を図るため、人口減少が著しい中山間地域（大戸・湊地区）において空家を活用した定住を支援する住宅を整備し、子育て世帯等に10年間貸し出す。	財務内容 単位（千円）	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)		
			事業費	0	16,920		
			所要一般財源	0	1,420		
			概算人件費	2,097	4,194		
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	副市長調整会議での情報共有及び課題の整理、先進地視察を行うとともに、地域・民間団体との情報共有及び協議を行ってきたが、本事業に適した空家が見つからなかったことから、令和5年度での予算化は見送り、引き続き空家の掘り起こしに取り組んできた。					
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果		最終成果	
		空家の借り上げ、空家を定住支援住宅として改修、入居者の募集、定住支援住宅の貸出	子育て世帯等が入居し、地域活動等へ参加する	・子育て世帯等が、入居期間終了後も同地域に定住する ・中山間地域に民間事業者が参入する		地域の担い手不足が解消される	
	成果の推移 (中期成果)	項 目		R4	R5	R6	R7
入居期間終了後、同地域に定住した世帯の累計		-	-	-	-	-	
事業の検証 (課題認識/今 後の方針・改 善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化などにより改修に多額の費用を要する空家が多いほか、持ち主が賃貸借を望んでいないことなどにより本事業に適した空家が見つからないため、引き続き、地域の地域づくり組織や業界団体との協働により、空家の掘り起こしに取り組んでいく。</li> <li>・入居世帯が地域に溶け込み、地域活動に参加することなどにより、「地域活力・定住人口の維持」につなげられるような手法を検討していく。</li> </ul>						

施策2 市営住宅の管理運営					
2	事業名	市営住宅管理運営事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	住宅施設を適切に管理供給するため、入退去管理、使用料の賦課・徴収、空家修理、計画的改善、用地取得などを行う。 また、高齢者に配慮した仕様を持つ民間賃貸住宅の入居者に対する家賃補助を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	190,630	222,512
			所要一般財源	3,026	3,014
概算人件費			50,576	50,576	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んできた。</li> <li>・市営住宅を長期に安定供給するため、賃借地の購入取得を進めてきた。</li> <li>・高齢者に配慮した仕様の民間賃貸住宅15戸に、入居者の家賃の一部に対する補助を行ってきた。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅は、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットとしての役割があるが、若年層の定住促進のために単身世帯の入居要件緩和についても検討していく。また、建て替えや改善等の要望もあるため、施設の適切な管理運営に努めるほか、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な改善、建て替え等を実施していく。</li> <li>・高齢者向け民間賃貸住宅への家賃補助事業が令和6年度で終了するため、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅への家賃補助制度について検討していく。</li> </ul>				
3	事業名	城前団地建替事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	城前団地の市営住宅は、その多くが建設から50年程度経過し、老朽化が進行していることから、建て替えによって施設を更新することにより、ユニバーサルデザインなどに配慮した住環境の改善を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	319,492	401,450
			所要一般財源	3,971	12,493
概算人件費			14,228	14,228	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、当初300戸としていた整備戸数を240戸に縮小したほか、建替順序等について、令和3年度に「城前団地建替計画」の見直しを行った。</li> <li>・建替計画に基づき、平成26年度から第1期の建て替えに着手し、建替時期に合わせて、既存住宅解体、実施設計、住棟建設、入居者移転等を行いながら、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備した。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢や入居者の減少など状況の変化により、建替計画の見直しを行ったが、事業が長期にわたるため、事業の進捗に合わせて移転対象者の意向等を十分に把握していく必要がある。</li> <li>・事業の進捗と移転対象者の状況等も変化していくことから、適切な時期に建替計画を見直しするなど、柔軟に対応しながら事業を実施していく。</li> </ul>				
4	事業名	市営住宅大規模改善事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	市営住宅の外壁劣化部や屋上防水等及び、電気設備や給排水設備等を改善し、経年により低下した安全性や居住性の向上及び長寿命化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	93,500	99,000
			所要一般財源	20	80
概算人件費			6,290	6,290	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和40年代後半から建設された耐火構造の住宅を対象に、令和元年度までに、年貢町団地170戸、居合団地180戸の改善を完了した。</li> <li>・令和2年度から城西団地に着手し、令和5年度までに4棟80戸の改善を行った。</li> </ul>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年により事業の対象となる住宅数は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。</li> <li>・長期的に使用可能な耐火構造の住宅のうち、施設の更新時期（概ね耐用年数の半分程度）にある住宅を対象に、外壁の改修等に併せ、電気設備と給排水設備を同時施工することにより、コスト縮減を図りながら施設の改善を実施していく。</li> </ul>				



施策3 住宅・建築物の耐震化の促進

1	事業名	耐震改修促進事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部 建築住宅課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物について、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用について支援を行う。また、昭和56年以前に建てられた木造住宅について、耐震診断及び耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	11,048	49,595
所要一般財源			1,808	8,158	
		概算人件費	8,761	8,761	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	「会津若松市耐震促進計画」に基づき、新耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震診断の支援（R4まで69件）に取り組んできた。また、改正耐震改修促進法が施行されたことに伴い、平成26年度より大規模建築物の耐震診断の支援（6件）、平成29年度から避難路沿道建築物への支援（診断18件、改修2件）を実施している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震診断、耐震改修の実施数が少ないことから、耐震化への意識の醸成が課題である。</li> <li>・市ホームページでの情報発信、個別訪問等を継続して実施し、耐震化への周知に努める。また改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されたことから耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていく。</li> </ul>				
2	事業名	宅地耐震化推進事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部 開発管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	大規模な地震時における盛土造成地の崩落による被害から市民の生命と財産を守るため、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地において、変動予測調査により安全性の確認を把握するとともに宅地カルテを作成し、情報を公表し市民の災害に対する意識の高揚を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	30,360	100,000
所要一般財源			10,935	5,000	
		概算人件費	2,247	3,744	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<p>平成30年北海道胆振東部地震では宅地被害が顕著であったことから、同年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。これに伴い、国が新旧地形図の重ね合わせによる大規模盛土の抽出調査を行い、その大規模盛土箇所を市が公表した。盛土個々の現地踏査や基礎資料の整理を行い宅地カルテを作成し、優先度評価順に安定度を確認する調査を実施している。</p> <p>令和元年度：大規模盛土造成地30箇所の抽出（第1次スクリーニング、国実施）          令和2年度：大規模盛土造成地変動予測調査（第2次スクリーニング、調査1箇所）          令和3年度：大規模盛土造成地変動予測調査（第2次スクリーニング、調査1箇所）          令和4年度：大規模盛土造成地変動予測調査（第2次スクリーニング、調査2箇所）</p>				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	大規模盛土造成地の安全性を確認するため詳細調査を実施し、その情報を公表し市民の災害に対する意識の高揚を図って行く。また、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地（河東町高塚地区）においては、令和5年度より滑動崩落を防止する対策を行って行く。				